

一般社団法人神奈川県広告美術協会 会員表彰内規

第1条 本内規は、協会の会員に関する表彰について定める。

第2条 表彰は次の者について行う。

- (1)協会功労者
- (2)優良会員
- (3)優良賛助会員
- (4)協会事務局優秀専従者
- (5)会員事業所優秀従業員

第3条 表彰は、毎年の通常総会において、協会功労者と優良賛助会員に対しては感謝状を、優良会員、協会事務局優秀専従者及び会員事業所優秀従業員に対しては表彰状を授与して行う。

第4条 被表彰者の推薦は、協会功労者、優良賛助会員及び協会事務局優秀専従者については会長又は理事が行い、優良会員については支部長が行い、会員事業所優秀従業員については会員がそれぞれ行う。ただし、特別の理由があるときは、優良会員及び会員事業所優秀従業員についても会長が推薦することができる。

第5条 被表彰者の決定は、表彰選考委員会又は理事会が行う。

第6条 表彰選考委員会は、理事、監事の中から理事会において選出し、会長が委嘱する。

第7条 協会功労者は、協会事業の推進と協会の育成強化に貢献し、その功績顕著と認められ、他の範とするにふさわしい者で、次に掲げる資格のいずれかを備える者でなければならない。

- (1)本協会の会長であった者
- (2)本協会の副会長及び専務理事として通算3年以上その任にあった者
- (3)本協会の役員（理事・監事）又は委員として通算6年以上その任にあった者
- (4)本協会の会員並びに法人会員たる事業所の役員であって、特に協会の活動に協力著しく、協会並びに業界の発展向上に寄与した者

第8条 優良会員は、概ね10年程度の会員経歴を有する者のうち、次に掲げる資格のいずれかを備える者でなければならない。

- (1)協会事業に積極的参加し、協力が顕著な者
- (2)支部役員として、支部組織の充実、強化に推進、功績著しい者
- (3)協会の目的にふさわしい活動、行為を通じて実践し、協会の社会的声価を高めた者
- (4)その他、永年に亘って会員の義務を履行すると共に、会員の増強等に他の模範となる成果をもたらした者

第9条 優良賛助会員は、概ね5年以上の会員歴を有する者のうち、次に掲げる資格、功績のいずれかを備える者でなければならない。ただし、旧指定商社の会員であった者はその期間を通算する。

- (1)協会事業に積極的に参加し、協力が顕著な者
- (2)協会の目的にふさわしい活動、行為を通じて実践し、協会の社会的声価を高めた者
- (3)賛助会員相互の連帯あるいは組織化に努め、優れた功績を示した者
- (4)その他、永年に亘って賛助会員の義務を履行すると共に、同会員の増強等に他の模範となる成果をもたらした者

第10条 協会事務局優秀専従者は、指導力に優れ、業務の遂行に功績顕著と認められ、他の範とする者で、次に掲げる資格を備える者でなければならない。

- (1)引き続き3年以上協会事務局に勤務している者
- (2)責任感旺盛で、人格、識見共に優れている者

第11条 会員事業所優秀従業員は、責任感強く、事業所の業務の遂行に功績顕著と認められ、他の従業員の範とするにふさわしく、次の資格のいずれかを備える者でなければならない。

- (1)引き続き3年以上、及び5年・10年・15年以上同一の会員事業所に勤務している者
- (2)責任感旺盛で、他の従業員の信頼が厚く、人格、見識共に卓越している者
- (3)社会生活において、協会の目的に沿った行為を行うなど、貢献が著しい者

第12条 被表彰者の推薦については、次の各号を記載した推薦書を推薦者が表彰選考委員会又は理事会に提出しなければならない。

- (1)履歴書
- (2)功績の事実を記載した書面

(3)特に必要と認める場合は、証明等の書類

第13条 表彰後、被表彰者に表彰の趣旨に反する行為又は表彰の体面を汚す行為があったときは、会長は表彰選考委員会又は理事会に諮り、表彰を取り消すことができる。

附則

本内規は、平成25年4月1日から適用する。